

4 高学安第 1 4 6 号
令和 4 年 5 月 2 5 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

重大事故災害等が発生した際の報告について（通知）

日頃より安全教育の充実と安全管理の徹底にご尽力いただいているところですが、学校管理下における事故災害は依然として発生しています。

事故災害には、予期できないものや防ぐことが非常に困難な事例がある一方、前もって危険の予測が可能なものや、事故発生時に的確な対処を行えば重篤な事態を回避することが可能なものもあります。

万が一、学校の管理下において事件・事故災害が発生した際、学校及び学校設置者は、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うとともに、発生原因の究明やこれまでの安全対策の検証はもとより、児童生徒等に対する心のケアや保護者への十分な説明、再発防止等の取組が求められます。

重大事故等が発生した際には、平成27年3月27日付け26高学安第1510号「重大事故災害等報告書の提出について」において報告書の提出を依頼し対応いただいているところですが、通知から7年が経過したことや、「学校事故対応に関する指針（平成28年3月 文部科学省）」が示されたことを踏まえ、児童生徒等の事故の状況等を迅速に把握し、今後の学校における安全管理と事故防止対策等に活用することを目的に、報告の方法及び様式を改めて整理しました。

つきましては、別紙「重大事故災害等発生時の報告について」を参照のうえ、該当する事案が発生した場合には、第一報及び様式1「重大事故災害等報告書」の提出をお願いいたします。

なお、平成27年3月27日付け26高学安第1510号「重大事故災害等報告書の提出について」は廃止いたします。

【担当】 高知県教育委員会事務局 学校安全対策課
学校安全担当

TEL :

FAX :

重大事故災害等発生時の報告について

1 報告対象

公立学校の児童生徒等を対象とし、死亡事故及び治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等が起こった場合。

発生直後には治療に要する期間等が不明な場合も含め、重篤ではない場合でも、危険な事故等と判断される場合。

※原則として、登下校を含めた学校の管理下で発生した事故等を対象とするが、学校管理下以外における事故等についても、必要に応じて報告書等により報告することとする。

2 報告について

(1) 第一報

上記1に該当する事故等が発生した場合は、電話等により、速やかに第一報を入れること。

○市町村(学校組合)立学校は、学校の設置者である市町村(学校組合)教育委員会に、速やかに連絡を行う。報告を受けた市町村(学校組合)教育委員会は、高知県教育委員会事務局 学校安全対策課に事故発生について速やかに連絡すること。

※最寄りの教育事務所には、学校安全対策課から連絡を入れる(※高知市を除く)。

市町村立学校 → 市町村(学校組合)教育委員会 → 高知県教育委員会 学校安全対策課
→ 教育事務所・高知県教育委員会事務局 関係各課

○県立学校は、学校安全対策課に、事故発生について速やかに連絡すること。

県立学校 → 高知県教育委員会 学校安全対策課 → 高知県教育委員会事務局 関係各課

※学校において、死亡事故及び上記1の報告対象となる死亡事故以外の事故のうち、学校の設置者が必要と判断した事故については、学校は、速やかに「基本調査」に着手し、原則として3日以内を目処に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施するとともに、必要に応じて、事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取りを実施する。基本調査の内容については、「学校事故対応に関する指針(平成28年3月:文部科学省) p13～」を参照のこと。

(2) 報告書の提出

事故発生後10日以内に、「重大事故災害等報告書」を提出すること。

○市町村(学校組合)立学校については、様式1 報告書を市町村(学校組合)教育委員会でとりまとめ、高知県教育委員会事務局 学校安全対策課に提出すること。

※最寄りの教育事務所には、学校安全対策課から報告書の写しを提供する(※高知市を除く)(上記(1)のルート参照)。

○県立学校については、様式2 報告書を学校安全対策課に提出すること。

※高等学校課、特別支援教育課、人権教育・児童生徒課、保健体育課等の関係各課には、学校安全対策課から報告書の写しを提供する（上記（1）のルート参照）。

3 記入上の留意事項

（1）公印は、省略とする。

（2）「件名」欄の「学校管理下」とは、登下校中を含むものとする。

※「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令 第二章第五条2」参照

（3）「発生場所」欄は、校内で発生した場合は、学校名のほか、○年○組教室、体育館等具体的な場所を記載すること。

（4）「区分」欄は、該当するものを○で囲み、「その他」の場合は（ ）内に事故等の内容を記入すること。

（5）「傷病程度」欄は、骨折等の傷病名を記入し、重傷の場合には（ ）内に全治日数を記入すること。

（6）「Ⅰ 事故災害等発生時の状況」には、次の事項に留意のうえ、事故等の内容を客観的に記載すること。

- ・時系列に、具体的に記載する。
- ・情緒的な記述はしない。
- ・思想、信条等に関する表現はしない。
- ・人物についての評価は避ける。

※事故等については、当事者（被害者、加害者）及び関係者（目撃者等）から事故発生直後にできる限り事情を聴取し、詳細な事故発生の経緯及び事実を確認すること。この場合において、人権侵害にあたることのないよう留意し、教育的配慮の下に当事者等に接すること。

（7）「Ⅱ 事故災害等発生時の概要図」には、事故等の発生場所の状況が重要な意味をもつ事項については、事故現場等の地図や見取り図を掲載すること。見取り図等には、事故当事者の位置関係、その周辺にいた者の位置関係などを入れて、事故等の状況が分かるように記載すること。

令和 年 月 日

高知県教育長 様

市町村教育長

重 大 事 故 災 害 等 報 告 書

件 名	(学校管理下 ・ 学校管理下以外)									
学校名					学校長名					
学校所在地					電話番号					
被害児童生徒等に関する こと	氏 名				学年		性別		年齢	歳
	生年月日	年 月 日生			住所					
	保護者氏名				住所					
発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃						天候			
発生場所										
区 分	教育活動中の事故 ・ 交通事故 ・ 水難事故 ・ 疾病 ・ その他 ()									
傷病程度							全治 () 日以上 ※重傷の場合記入			
死亡日時	令和 年 月 日 () 時 分 ※死亡の場合記入						死因			

I 事故災害等発生時の状況（時系列に具体的に記載）

様式 1

Ⅱ 事故災害等発生時の概要図（事故発生状況や関係性が分かるように、地図や見取り図等により記載）

Ⅲ 事故災害等に対して学校のとった措置状況（応急手当、医療機関への搬送、保護者への連絡・対応、現場に居合わせた児童生徒等への対応、関係機関との連絡等を記載）

Ⅳ 事故災害等に関連する学校の日常指導の状況（当該事故等の発生前の指導の状況等を記載）

Ⅴ 再発防止に向けた取組